

H27年度の年金額の整理

H27. 5. 28 使用

【課題・167】 <増額・増率の要件等>

以下、特に記載がない場合、報酬比例年金に関する内容です

I. H27年度年金の概要：【課題・162】 H27.2.26 Press Release 参照

1. これまでの 特例水準を解消し、マクロ経済スライド を適用 (全受給権者)
3つの丈比べ ⇒ 2つの丈比べ

2. H27年度、国民年金の受給額は、(H26年特例額に比べて) 原則 +0.9% 増額

3. 厚年の標報 再評価率の改定率 (本年度乗ずる値) は、既裁定、新規裁定ともに 1.014

⇒ 4. 厚年の受給額、up額・up率は、出生年・加入歴 により異なる。 (増額・増率は個人毎に異)

II. 年金額算出の3つの式

1. 特例水準：[改前 H06]：H12～H14の3年間 -1.7% 適用ない額 …… H26年まで

$$\blacklozenge \text{ 平月} \cdot H06 \times (7.5/5.769) \times \text{月数} \times \underline{1.031 \times 0.961} \Rightarrow K \times \text{平月} \cdot H06 \times \underline{0.991} \quad \dots (A)$$

2. 従前保障：[改後 H06]：H12年～乗率 -5%後の額

$$\blacklozenge \text{ 平月} \cdot H06 \times (7.5/5.769) \times \text{月数} \times \underline{0.998} \Rightarrow K \times \text{平月} \cdot H06 \times \underline{0.998} \quad \dots (B)$$

3. 本来水準：[H2704]：厚年法第43条1項による額

$$\blacklozenge \text{ 平月} \cdot H27 \times \underline{(7.125/5.481)} \times \text{月数} \Rightarrow K \times \text{平月} \cdot H27 \times \underline{0.95} \quad \dots (C)$$

↳ $\underline{H06 \times 0.95}$

III. H27年度受給する年金の検討

1. 本来水準 (H2704) > 特例水準 (改前H06) の平月up率 ((C)>(A))

$$\blacklozenge (A)/(C) : 0.991/0.95 = 1.043 \Rightarrow \text{H27年} \underline{+4.3\%} \text{ 以上の平月up が要件}$$

故に、S11.4.1以前生 & S11.4.2以降でH6～H12年被保期間 (者の一部) は満たさない・増額しない。

・仮に、平月が H26年 (H6再評率) ⇒ H27年 (H27再評率) +5.8% の場合、

(報酬比例の) 受給額は 5.8% - 4.3% ≙ 1.5%up になる。 …… (平月 5.1%以上なので) 本来額が支給

・この場合、受給年金計は、国年・基礎年金 +0.9%なので +1.1%～+1.3% 程度 になる。

2. 本来水準 (H2704) > 従前保障 (改後H06) の平月up率 ((C)>(B))

$$\blacklozenge (B)/(C) : 0.998/0.95 = 1.0505 \Rightarrow \text{H27年} \underline{+5.1\%} \text{ 以上の平月up が要件}$$

故に、S12.4.1以前生 & S12.4.2以降でH6～H12年被保期間 (者の一部) は満たさない・増額しない。

この場合、その者には 丈比べの高い方・従前保障額 (改後H06) が支給される。

・仮に、平月が H26年 (H6再評率) ⇒ H27年 (H27再評率) +5.8% の場合、

(報酬比例の) 受給額は 5.8% - 5.1% ≙ 0.7%up になる。 …… (平月 5.1%以上なので) 本来額が支給

・要約すれば、平月の up率が 5.1%以下の場合には 従前保証額 (改後H06) が支給される。

3. 従前保証額 の場合、昨年からの上率は (B)/(A) = $0.998/0.991 \div 1.007$ から 0.7%up (S13.4.2生れ～)、
(～S13.4.1生れ) $1.0/0.991 \div 1.009 \Rightarrow 0.9\%up$ なので 最低でも 0.7%up することになる。

国民・基礎年金 の up率は 0.9% なので、厚生年金計は最低でも約 0.8% up と言える。

IV. 事例での確認、試算 : 別途 (S25.10生、S10.4生 他) ここでは略

【課題・168】

〈従前額保証のスライド率〉

マクロ経済スライドと従前額保証のスライド率について、昨年課題の復習です。

・・・ H27.2.26【課題・162】・(H26.3.27【課題・151】の再掲)を参考・・・

1. 従前額保証の根拠条文：H12^附21条の要旨
 - ①. [本来額・H2704] < [従前保障額・改後H06] は、従前保障額を支給する。
 - ②. 従前保障額の算出では、従前額改定率 (スライド率) を乗ずる。
 - ③. H16年度の従前額改定率は1.001とし、以降毎年、既裁定者の改定率の例で改定する。
故に、原則”物価変動率”で改定され、新規裁定者の率・数を上回ることはない
2. 従前額スライド率の推移は、〈塾・資料 H27-6〉に示すように既/新裁ともに同値であったが、H26年度から出生年度(～S13.4.1/S13.4.2～)により差が生じるようになった。
★この種は通常、既/新規裁定(68才の前後)で区分しているが、マクロスライドはH17年から生年度毎に適用を判断してきた累積として、H26年にS12年度/S13年度で区切られるようになった。(塾・資料 H27-5)
3. この差は、〈塾・資料 H26-13〉「標準報酬額の再評価率表」に当年度乗ずる数と基本的に連動する。
(ともに、原則は”既裁定者・68才以上”の改定率で改定・変動することになっているので)
4. 昨年・H26年 この差が生じたマクロスライドと従前額保証スライドの要点・関連を再掲・整理します。
(H27.2.26.「H27年度の年金額-1」【課題・162-2】・(P.3)[参考]と同内容です)

(1). マクロ経済スライド調整率：厚43条の4

公的年金の被保険者数の変動 × 0.997 (65才時の平均余命の伸び率)

$$= 3\sqrt{\text{前年の被保険者数}/\text{5年前の数}} = 3\sqrt{67,655,037/69,120,313} \approx 0.993 \times 0.997 = \underline{0.990}$$

(2). みなし調整率：H16附31条2項

調整率 < (2号指数/1号指数) ⇒ (2号指数/1号指数) を調整率とみなす

$$\text{H26調整率} = \underline{0.990} < (2号/1号 = 0.9761/0.9780) = \underline{0.998} \quad \dots \text{これが”みなし調整率”}$$

(3). マクロの適否と再評率・従前額スライド

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
出生年度	1号指数 (本来額)	大小	2号指数 (特例額)	マクロ適用	調整率 (マクロ率)	みなし マクロ率	改定率	再評率に 乗ずる率	従前額 スライド	H27年 スライド
～S12.4.1	0.9711	<	0.9761	適用・無	1.003	1.003	0.986	1.000
S12.4.2～S13.4.1	0.9751	<	〃	〃	〃	〃	〃	〃
S13.4.2～S22.4.1	0.9780	>	〃	適用・有	0.990	0.998	〃	1.001	0.984	0.998
S22.4.2～	〃	>	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
塾・資料	H26-9 (H27-5')				上・4. (1)	上・4. (2)		H26-13	H27-6	H27-6

(物価/名手) ⑦×⑧ H25×⑨ H26×1.014

【研究課題】

5. 従前額保証から本来水準になるのは、経済指標(何と何)がどうなる(数字でどういう関係)ことが必要・要件になりますか？

- ①. 被保険者や新規裁定者・68才未満の者の場合は？
- ②. 既裁定者・68才以上の者は、どうなりますか？

改定率、再評価率の改定 推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	25/4	25/10	H26	H27
① 物価変動率	0.997	1.000	0.997	1.003	1.000	1.014	0.986	0.993	0.997	1	...	1.004	1.027
② 実質賃金変動率 (標準報酬) 【中央値年前後3年平均】	...	1.000 (H15年11条)	1.000 (H15年11条)	0.999	0.998	0.997	0.990	0.987	0.989	0.996	...	1.001	0.998
	...	1.003	0.999										
③ 可処分所得割合変化率 (保険料率) 【中央値年・3年前】	...	1.000 (国:H16附11条,厚,同30条)	1.000	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	0.998	...	0.998	0.998
	...	1.000	0.997	1.000	0.996	1.009	0.974	0.9780	0.984	0.994	...	1.003	1.023
名目手取賃金変動率 ((A):①×②×③)	...	1.000	0.997	1.000	0.996	1.009	0.974	0.9780	0.984	0.994	...	1.003	1.023
	...	1.003	0.999										

<計算過程>

改定率 (A) 基準	1.000 (27条の2)	1.000	0.997	0.997	0.997	1.006	0.992	0.985	0.982	0.982	...	0.985	0.999
	...	1.000	0.997 (0.997)	0.997 (1.0)	0.997 (1.0)	1.006 (1.009)	0.992 (0.986)	0.985 (0.993)	0.982 (0.997)	0.982 (1.0)	...	0.985 (1.003)	0.999 (1.014)
再評価率 (A) 基準	...	1.003	0.997	1.000	1.000	1.009	0.986	0.993	0.997	1	...	1.001	1.014
	...	1.000	0.997	1.000	1.000	1.009	0.986	0.993	0.997	1	...	1.003	1.014
前年に乗ずる率		...	物価 (0.997)	名手(1)	物価(1)	名手 (1.009)	物価 (0.986)	物価 (0.993)	物価 (0.997)	物価(1.0)	...	名手 (1.003)	名手 (-0.009)

<結果・まとめ>

① 本来水準 (H2704)	基礎年金：(国年法第27条の額(780,900円)×当該年度の改定率×(月数/480))												
	厚生年金：(当該年度の再評価率を用いた)平均標準報酬額×(率)/1000×月数												
② 従前額保証(改後H06) H12附21(原則物価・再評価)	1.001	1.001	0.998	0.998	0.998	1.007	0.993	0.986	0.983	0.983	←	0.984	0.998
		0.988	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.981	0.978	0.978	0.968	0.986	1.000
③ 特例水準(改前H06) H16附7、27条		0.988	0.985	0.985	0.985	0.985	0.985	0.981	0.978	0.978	0.968	0.961	(なし)

<スライダ率>

★ 厚生年金・従前保証額：平均標準報酬額(H16再評)×(率・I.5)/1000×月数×(0.998 or 1.000)

5

